

実質化された庭田地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	庭田地区(庭田集落)	令和5年3月31日	

1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	35.2ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	25.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.9ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	-ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.5ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

2 対象地区の農業の現状及び課題

当地区は、水稻が盛んな農業地帯であるが、農業者の高齢化が進み、遊休農地の増加が懸念されることから、営農の効率化を図り、庭田営農組合を中心に地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。
6次産業化をしているのぞみ会と連携して地域で取り組む作物を検討していく必要がある。
また、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、4.4ha多く、新たな農地の担い手の確保が必要である。

3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・庭田営農組合と基本構想到達者である1経営体に農地の集積・集約化を進めつつ、必要に応じて、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。
・農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。
・庭田営農組合は、のぞみ会と米の契約栽培を行っており、のぞみ会の販売を拡大すれば地域の営農も発展していくため関係性を一層強化していく。

4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

庭田地区の農地利用は、中心経営体である庭田営農組合と個人の4経営体(うち基本構想到達者1経営体)を中心に担っていくほか、認定新規就農者等の受入れを促進することで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	経営者・ 代表者 の年齢	後継者 の有・ 無	現状		今後の農地の引受けの意向		
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	5経営体				25.6 ha		29.1 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p>農用地の集積、集約化の方針※ 農地中間管理機構を活用して、団地面積の拡大を進めるとともに、中心経営体への農地集積を進める。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針※ 中心経営体に貸し付ける場合には、農地を機構に貸し付けていく。 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として機構に貸し付ける。</p>
<p>基盤整備事業への取組方針※ 農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 老朽化しつつある水路、農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。</p>
<p>多様な経営体の育成・確保の取組方針※ 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、下関農林事務所、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p>農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針※ 防除作業については、JAにヘリ防除を委託しており、それを一層進めていく。 米の乾燥調製は、JAのライスセンターに委託しており、今後も進めていく。</p>
<p>生産性の合理化に関する取組方針 水稻については、共同機械を購入して作業の省力化を図る。</p>
<p>鳥獣被害防止対策の取組方針 侵入防止柵やネット等の設置や捕獲檻の設置により鳥獣害防止対策を行う。</p>
<p>新規・特産化作物の導入方針 のぞみ会と連携して6次産業化の強化・拡充を図り、のぞみ会がもとめる農作物を積極的に導入する。</p>